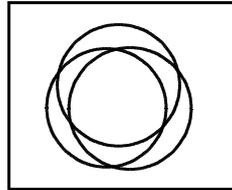


令和6年度
北連携型小中一貫校

いじめ防止 基本方針



- * 本基本方針は、いじめ防止対策推進法、群馬県いじめ防止基本方針、藤岡市いじめ防止基本方針を受け、策定したものである。
- ※ 本方針は、北連携型小中一貫校「いじめ防止基本方針」であり、校内組織等一部は、各学校に応じて構成したものである。

I いじめ防止基本方針策定にあたって

「いじめ防止等」とは「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」をいう。

1 いじめの定義

(平成25年度制定 いじめ防止対策推進法 第2条より)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的な考え方

学校生活全体を通して、児童・生徒に自己存在感・自己有用感をもたせ、共感的な人間関係を築くことが、いじめ防止の第一歩である。生徒指導実施上の4つの視点を踏まえた楽しい授業、分かる授業を展開するなど、様々な教育活動とおし、児童・生徒のよさを認め、ほめ、励まし、伸ばすことで、生徒が自己実現を図れるようにすることが大切である。

いじめ防止に関する基本認識を以下に示す。

- (1) いじめは、どの学級どの子どもにも起こりえるという共通認識のもと、藤岡市いじめ撲滅宣言（平成20年2月制定）「いじめをしない、させない、許さない」を核として「いじめは絶対に許さない」という学校風土を醸成する。
- (2) いじめられている子どもを、断固として守り通すとともに、いじめる子どもに対しては毅然とした対応と継続的な指導を行う。
- (3) 保護者との信頼関係を築き、地域や関係諸機関と積極的に連携を図る。

3 情報共有

北連携型小中一貫校として情報共有を確実に行う。特に小学生時代のトラブルについて確実に引き継ぐ。

保護者と情報交換が綿密に行えるよう、各種相談機会を確実に確保する。
関係諸機関と、児童生徒情報を共有できるよう、積極的な情報交換を行う。

4 組織

北連携型小中一貫校推進組織「生徒指導部会」を核として情報共有と協働作業に当たる。

Ⅱ いじめ防止等のための校内組織

北連携型小中一貫校いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止対策委員会の役割

- 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する、計画立案
- 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する、対策策定
- 関係機関・関係団体との連携
- いじめ問題に関する情報及び生徒・家庭に関する情報の収集と事態への対応

2 いじめ防止対策委員会の構成メンバー

- 校長・教頭・教務主任・いじめ問題担当教員・生徒指導主事（主任）
教育相談主任・養護教諭・学年主任・生徒会担当、（SC・SSW）
- 関係する事案の学級担任
- その他 必要に応じ、藤岡市教育委員会指導主事・子ども課担当
・児童相談所職員等の関係諸機関の関係者

3 いじめ防止対策委員会の開催

- 常時活動は、生徒指導部会週1回、教育相談部会週1回、計週2回の部会によって行う。
- その他、校長が必要と認めた事案等に対し、適宜・迅速に開催

いじめ防止担当教員

生徒指導部会

校長、教頭、生徒指導主事(主任)
学年担当、養護

生徒指導上の観点での取組
積極的な生徒指導の提唱・推進
月一度の生活アンケートの実施 等

教育相談部会

校長、教頭、教育相談主任、学年担当、
特支コーディネーター
養護、SC、相談室担当支援員
マイタウンティーチャー、SSW

教育相談の観点での取組

等

Ⅲ いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を行うとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進し、いじめを生まない学校風土の醸成を目指す。

- 1 北連携型小中一貫校としての取組
 - ・年間計画に基づく連携事業（あいさつ運動、いじめ問題解決に向けた教育懇談会、いじめ問題解決に向けた子ども会議、児童生徒交流、児童会生徒会活動の連携、教師の交流、小小・小中兼務及び出前授業の実施など）への取組。
- 2 ネームプレートの活用による一人一人の名前を大切にした指導、及び生徒指導実施上の4つの視点（ア 自己存在感の感受イ 共感的な人間関係の育成 ウ 自己決定の場の提供 エ 安全・安心な風土の醸成）を踏まえた授業づくり。
- 3 言語活動の充実を図り、間違いを恐れず発言でき、共感的に受け止めることができる認め会える学級風土づくり。
- 4 道徳、特別活動を通じた思いやり、勇気、協力などの道徳的価値についてのじっくり考える時間の確保。規範意識や集団の在り方などについて学習の深化。
- 5 人権教育の常時指導の徹底
 - ・授業中だけでなく、給食・清掃・休み時間等全ての場面において、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくり。
- 6 人権集中学習月間の取り組み
 - ・年間2回（6月と11月～12月）実施。児童・生徒が主体的にいじめを防止する活動に参画する機会の設定、及び各種行事との関連（児童集会、生徒集会、球技大会、校内少年の主張大会、人権の花マリーゴールドの栽培など）
- 7 保護者・地域・他校との連携
 - ・学校便りやWebページなどを活用しての情報発信や、保護者からの情報提供の収集など相互の連絡を強化する。
 - ・サポート会議やケース会議など、地域との連携を継続する。
 - ・入学前の情報、卒業後への情報提供など、小中の情報交換を密に行う。
 - ・中学校区におけるいじめ防止活動の一貫性を持たせる。
- 8 校内研修
 - ※R5・6年度藤岡市人権教育実践推進校の指定を受け、授業を核として、全教育活動において、人権教育を意識した活動となるよう研究・実践する。
 - ・「いじめに関する校内研修ツール」や「いじめ対策マニュアル」などを活用しながら職員の人権意識を高める。
- 9 指導計画・研修計画
別紙「いじめ防止等に関する年間計画」 「いじめ防止等年間計画」 参照

IV いじめの早期発見

1 いじめの実態把握（ささいな変化に気づくための取組）

いじめは教師の目の届かないところで発生する可能性が高い。そこで、組織的に取り組むとともに、生徒・家庭・地域と連携して実態把握に努めるものとする。

※ 学校で、問題行動や人間関係上のトラブル等が起こった際には、以下の2つのことについて点検を行う。

- ① いじめはなかったか。
- ② 教師による行き過ぎた指導がなかったか。

- ・教職員による日常観察、連絡帳や日記からの情報、児童・生徒との会話、生徒同士の会話等から、きめ細かい情報収集を心がけ、実態把握に努める。
- ・例月の生活（いじめ）アンケートを実施し、必要に応じ、面談等を行い、実態の把握と情報の収集に努める。
- ・Q-Uテストの実施による学級満足度の評価（年2回）の活用。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談活動を活用し、悩みを聞き取る。
- ・「いじめ撲滅マニュアル」並びに「学校におけるいじめ問題に関する指導のチェックポイント」「学校での『いじめのサイン』・チェックポイント」（いずれも市教委作成）の活用。

2 家庭及び地域との連携の強化

- ・保護者との信頼関係の構築（懇談会、家庭訪問、三者面談等）により、相談しやすい学校風土づくりを進める。
- ・民生委員・児童委員会等各種団体と日頃からの連携を密にし、情報収集に努める。

V いじめへの対処（基本）

いじめを「しない・させない・許さない」の原則を守り、毅然とした対応を行う。

1 基本方針

- ① いじめの早期解決へ向けて
 - ・詳細な事実確認に基づいた早期対応を行う。
 - ・いじめられている生徒の立場を最優先する。いじめられた児童・生徒への心理的なケアを実施（担任、教育相談担当、SCなど）する。
 - ・教員が一人で抱え込まないよう、学校としての対応方針に基づき組織で対応する。
 - ・必要に応じ、ためらわず、警察、児童相談所等の関係機関と連携を図る。
- ② 事実確認後の指導、支援
 - ・児童・生徒・保護者に説明責任を果たす。
 - ・いじめた児童・生徒に対して、心に寄り添いながらも、善悪の判断と反省・謝罪をしっかりとさせる。
 - ・騒ぎ立てた児童・生徒・傍観した児童・生徒にも、善悪の判断をきちんとさせ、反省をさせる。
 - ・保護者・児童・生徒と連絡を取り、継続的・組織的にサポートする。

2 いじめの把握と解決に向けた具体的な対応及び留意点

得られた情報をもとに、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び役割分担を決定し、組織的に対応する。

①いじめられている児童・生徒への対応

- ・本人の思いや願いを共感的に受け止め、いじめられている事実を可能な限り詳細に聞く。

②いじめられている児童・生徒の保護者への対応

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分なところがあれば誠意をもって説明し、謝罪する。
- ・本人が今後学校生活で安心して生活できるように、具体的な対応については、連絡を取り合いながら実施することを伝える。

③いじめた児童・生徒、周囲からの情報収集

- ・いじめた児童・生徒から状況や真実を聞き取る際は、心理的に圧迫感を与えないよう配慮する。
- ・5W1Hにもとづき、事実を正確に把握する。

⑤いじめた児童・生徒・保護者への対応

- ・確認した事実に基づき、行為やその行為を受けた児童・生徒の心情を伝える。事案の重大性に気付かせながら反省を促す。また謝罪の方法等についても考える。
- ・保護者には、学校の方針を伝えるとともに家庭での子どもの接し方等について助言する。また、学校での取組の様子を丁寧に伝え、保護者との信頼構築に努める。

⑥学級全体への指導

- ・いじめられた児童・生徒の辛さを理解させるとともに、はやし立てたり、傍観したりする行為がいじめを助長させることになることを知らせ、いじめを絶対に許さない態度を育てる。

3 いじめの再発防止に向けた具体的な対応

いじめられた児童・生徒や他の児童・生徒に対して、継続的に指導を行うと共に、教師間で定期的に情報を共有する。

①被害側に対して

- ・被害児童・生徒及び保護者に対しては、担任（部活顧問）を中心に継続的に支援を行う。
- ・スクールカウンセラーによる、事後の生徒の心のケアを行う。
- ・必要に応じ、保護者への相談活動も依頼する。

②加害側に対して

- ・加害児童・生徒及び保護者に対しても、継続的に指導・助言を行う。
- ・必要に応じ、外部諸機関を活用し、助言あるいは直接の注意、説諭等も実施する。

③所属集団（学級・部活動など）及び周囲の生徒に対して

- ・道徳などの時間を使い、周囲の者はこれからどう行動したらよいかを考えさせるとともに、折にふれ、自分たちの取った行動に対して振り返りを行う時間をとる。
- ・学級全員で被害児童・生徒・加害児童・生徒を見守り、共に向上していこうとする学級づくりに努める。

VI 重大事態発生の場合

重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童・生徒や保護者から申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(1) 重大事態とは (いじめ防止対策推進法・28条より)

①いじめにより児童・生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

②いじめにより児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合には、関係する児童・生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときには事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は迅速かつ適切な方法で、児童・生徒や保護者の心のケアを行うとともに、落ち着いた学校生活を一刻も早く取り戻すため、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーの配慮に努める。

(2) 報告 速やかに市教委への報告を行い、指導・助言を受ける。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「V いじめへの対処(基本)」に加え、特に次のことを行う。

○ 事案が重大事態に至ると判断したときは、藤岡市教育委員会と連携を図りながら、速やかに調査を実施する。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事案の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと、校長が判断したときは教育委員会に調査を依頼する。

○ 調査主体は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・ いじめが発生した背景として、どのような問題があったか
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか

等の事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

この調査は、当該事案への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

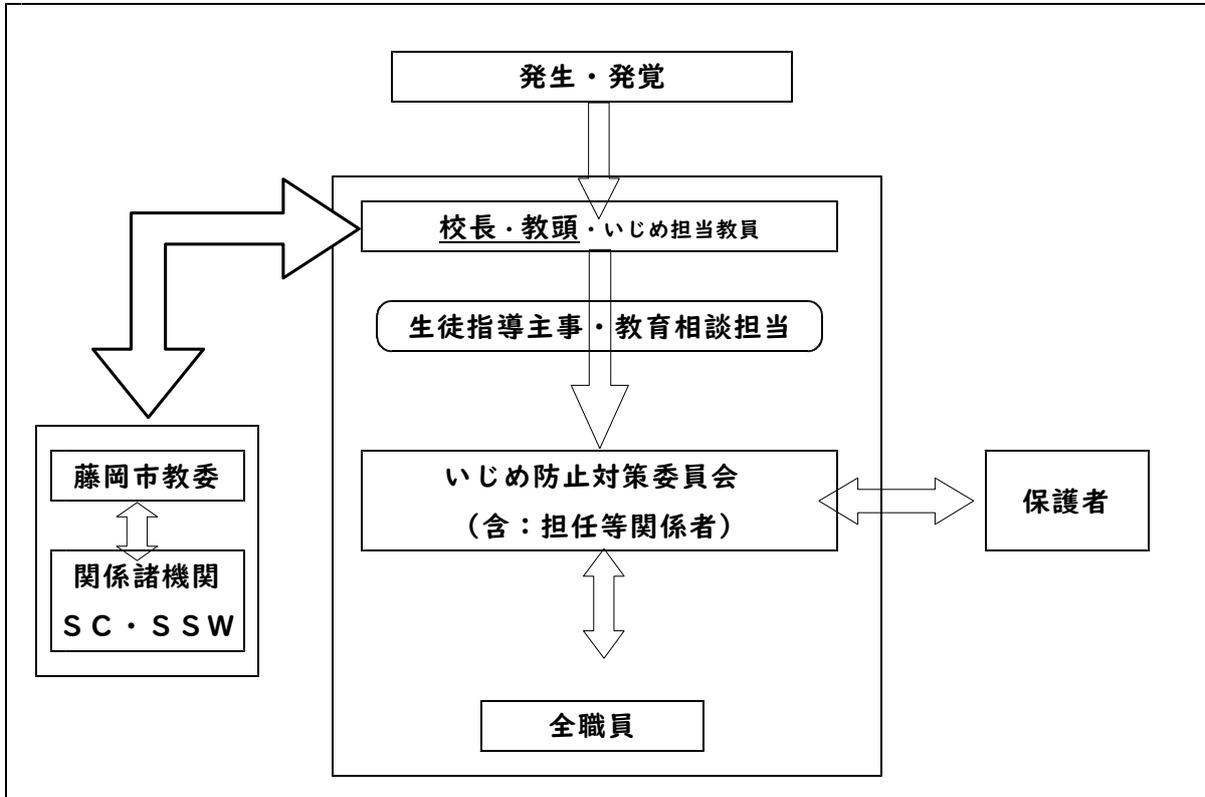
○ 学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供にあたっては生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。

○ 学校は、調査の結果について、藤岡市教委育委員会に速やかに報告する。

なお、いじめを受けた児童・生徒または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添える。

- 学校の設置者が調査主体になった場合は、必要な資料提供など調査に協力する。

重大事態の疑いがある場合の連絡体制（概略図）



6 その他

- 自殺事案が発生した場合には、市教委、群馬県こころの健康センター「こころの緊急支援チーム」等への派遣を要請する。
- 学校は、憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、藤岡市教育委員会との連携・協力のもと、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。
- 学校は、学校運営協議会(ぼ☆ら☆り☆す)委員・PTA役員等に情報提供する等積極的に地域・保護者の代表と連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- 学校は、民生委員・児童委員、区長会、地元警察、児童相談所や市子ども課等の関係諸機関と積極的に連携し、具体的な手立てを協議し対応する。

VI 取り組みの見直しと検証

- 1 いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- 2 「学校におけるいじめ問題に関する指導のチェックポイント（市教委）」等による定期的な指導の検証と分析、見直しを実施する。

いじめ防止等に関する年間計画（概略）

学期月		いじめ防止等に関する取組			連携その他	
		未然防止の取組	早期発見の取組	対応		
一学期	四月	常時活動 校内あいさつ運動（週1回） 生徒指導の3機能を生かした授業づくり 生徒指導部会（週1回） ・教育相談部会（週1回） など	「いじめ防止基本方針」の確認（職） 生徒会オリエンテーション	「生活アンケート」	随時対応 早期解決 保護者への説明 教育委員会への連絡 等	学級懇談会
	五月		人権集中学習（いじめ撲滅強化月間） いじめ防止啓発活動	「生活アンケート」 家庭訪問		家庭訪問または面談 学警連 生徒総会
	六月			「生活アンケート」 Q-U調査実施		校内球技大会
	七月			「生活アンケート」 教育相談		三者面談（中）
二学期	八月		人権教育に関する職員研修	「生活アンケート」		
	九月		藤岡多野いじめフォーラム18日	「生活アンケート」		運動会（小） 北斗祭（中）
	十月			「生活アンケート」		体育祭（中）
	十一月		いじめ問題解決に向けた教育懇談会26日 （学校運営協議会主催） ★人権教育実践推進校発表（北中）18日	「生活アンケート」 Q-U調査実施 教育相談		三者面談（中）
	十二月		人権集中学習（いじめ撲滅強化月間） いじめ防止啓発活動	「生活アンケート」		学級懇談会
	一月		いじめ問題解決に向けた子ども会議21日 （藤岡市教育委員会主催）	「生活アンケート」		
三期	二月			「生活アンケート」		学級懇談会 校内音楽発表会・お別 れ音楽会（小）
	三月		*次年度への確実な引き継ぎ	「生活アンケート」		

